各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

「平成22年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について (ベトナム産あじ・インドネシア産未成熟さやえんどう・オマーン産未成熟さやいんげん及びその加工品)

平成22年度輸入食品等モニタリング計画については、平成22年3月30日付け食 安輸発0330第2号(最終改正:平成22年12月3日付け食安輸発1203第1号)に 基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、ベトナム産調味干しシマアジ、インドネシア産生鮮未成熟さやえんどう及びオマーン産未成熟さやいんげんにおいて、食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、各項目に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第1の2(輸出者(製造者)の欄を除く。)及び別表第1の3に下記を追加しますので、御了知の上、関係業者等への周知等よろしくお願いします。

記

検査強化日	対象国	対象品目	検査項目	輸出者(製造者)
			クロラムフェ	PHU HAI SEAPRO
平成22年12月7日	ベトナム	あじ及びその加工品	ニコール	DUCTS FACTORY
平成22年12月7日	インドネ	未成熟さやえんどう(さや用種及びス	残留農薬(ジフ	PT. VALOR INDO
	シア	ナップエンドウと称されるものに限る。	ェノコナゾー	NESIA
)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	ル)	
平成22年12月7日		未成熟さやいんげん及びその加工品	残留農薬(ピリ	NEHAD AGRONOMY
	オマーン	(簡易な加工に限る。)	ダリル)	SERVICES